

《案内図》



社会福祉法人 ^{じ えい かい} 慈恵会



ゆいの里 訪問介護ステーション



《社会福祉法人 ^{じ えい かい} 慈恵会》

所在地 : 守山市洲本町1番地
電話番号 : 077-585-4533
代表者 : 理事長 廣田 加代子
設立年月日 : 昭和60年12月25日

※当法人では下記の事業もあわせて実施しています

- ・特別養護老人ホームゆいの里(従来型・ユニット型)
- ・ショートステイゆいの里
- ・グループホームゆい
- ・ゆいの里守山デイサービスセンター
- ・守山市立幸津川デイサービスセンター
- ・ゆいの里守山居宅介護支援事業所
- ・ケアハウスゆい
- ・守山市委託事業(すこやかサロン、転倒予防教室)

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護

滋賀県指定 第2570700043号

〒524-0103 守山市洲本町1番地

TEL 585-4533(代)

FAX 585-5675

HP <http://www.yuinosato.or.jp>

ゆいの里訪問介護ステーション

☆開設年月日：平成24年5月1日

☆管理者：横山 梅子

☆サービス提供責任者：栗林 亜希子



サービス利用に関する調整や(介護予防)訪問介護計画の作成などを行います。利用にあたって疑問点や心配な点があれば、お気軽にお尋ねください。

☆サービス実施地域・・・守山市、野洲市（一部）、栗東市（一部）

☆営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（年末年始は除く）
受付時間	8時30分～17時30分（月～金）
サービス提供時間	8時00分～19時00分

☆対象・・・要支援1, 2 要介護1～5の方

<法人理念>

ゆいの心とは、相互扶助 お互いを認め、活かし、

思いやりをもって手を結ぶ、あたたかいところ

私たちは、ゆいの心で地域に根ざし、社会に貢献します

<加算対象サービス>

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。

①初回加算（200単位）

新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら介護予防訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、加算をいただきます。

②介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の処遇改善に関する加算。所定単位数(総単位数)の8.6%。

③生活機能向上連携加算（100単位）

介護予防訪問リハビリテーション事業所と連携して、サービス提供責任者が、介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、計画に基づく介護予防訪問介護を行った場合に加算をいただきます。初回の介護予防訪問介護が行われた月から3ヶ月間、いただきます。

<<利用料金の算出方法>>

1単位=10.42円

(所定単位数+介護職員処遇改善加算の単位数)

×1単位の単価(1単位未満の端数切捨て)

※こちらの単位数の内、1割または2割が自己負担となります

利用料金のご案内

★介護予防訪問介護（要支援1、2）の場合

サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回以上

支給区分	I	II	III
※介護予防サービス計画において位置づけられています	(おおむね週1回)	(おおむね週2回)	(おおむね週3回以上)
必要単位	1,168 単位	2,335 単位	3,704 単位

※集合住宅におけるサービス提供の場合(ケアハウスゆいが対象)

同一敷地内もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者宅に訪問した場合、所定単位数の10%が減算となります。

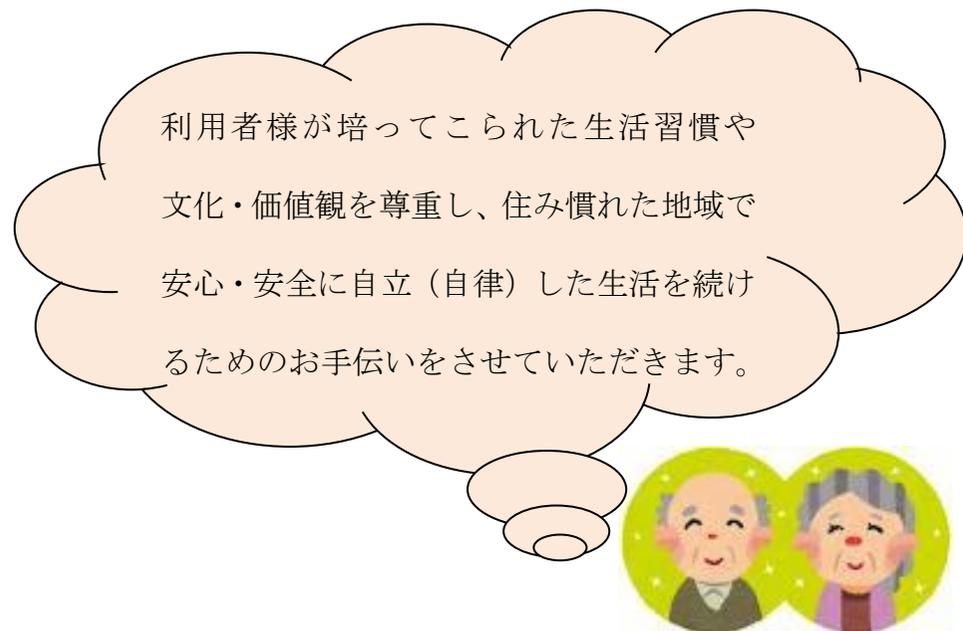
☆サービス内容

①身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は入浴が困難な方には体を拭く（清拭）などを行います
- 排泄介助…排泄介助、おむつ交換を行います
- 食事介助…食事の介助を行います
- 体位変換…体位の変換を行います
- 通院介助…通院の介助を行います

②生活援助

- 調理…ご契約者の食事の用意を行います
 - 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います
 - 掃除…ご契約者の居室の掃除を行います
 - 買い物…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をいたします
- ※ご家族分の調理、洗濯は行いません
 ※ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません
 ※預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません



利用料金のご案内

★訪問介護（要介護1～5）の場合

◎身体介護

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以降 30分を増すごとに
必要単位	165単位	245単位	388単位	564単位	80単位を加算

◎生活援助

サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
必要単位	183単位	225単位

◎身体介護に引き続き行う生活援助

サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上
必要単位	67単位	134単位	201単位

※集合住宅におけるサービス提供の場合（ケアハウスゆいが対象）
同一敷地内もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者宅に訪問した場合、所定単位数の10%が減算となります。

<加算対象サービス>

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。

①初回加算（200単位）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、加算をいただきます。

②緊急時訪問介護加算（1回につき100単位）

利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めるときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算をいただきます。

③介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の処遇改善に関する加算。所定単位数（総単位数）の8.6%。

④生活機能向上連携加算（100単位）

訪問リハビリテーション事業所と連携して、サービス提供責任者が、訪問介護計画を作成した利用者に対して、計画に基づく訪問介護を行った場合に加算をいただきます。初回の訪問介護が行われた月から3ヶ月間、いただきます。

≪利用料金の算出方法≫

1単位=10.42円

（所定単位数+介護職員処遇改善加算の単位数）

×1単位の単価（1単位未満の端数切捨て）

※こちらの単位数の内、1割または2割が自己負担となります